

令和8年 富士見町 規則

第 19 号

富士見町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月23日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町財務規則の一部を改正する規則

富士見町財務規則（平成元年富士見町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の6」を「第173条の7」に改める。

第257条及び第258条第2項中「第243条の2の8第1項」を「第243条の2の9第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。